

(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 よい子の広場福祉会が運営する小規模生活単位型指定 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業所 書写ひまわりホーム (以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援サービス (以下「サービス」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、その居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2 当事業所は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名所等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	短期入所生活介護 書写ひまわりホーム
所在地	姫路市書写634番地198

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤)
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1人 (常勤)
入居者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 4人以上 (常勤及び非常勤)

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(4) 看護職員 1人以上

入所者の保健衛生、並びに看護業務を行う。

(5) 管理栄養士 1人

食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人(看護職員が兼務)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 事務職員 3人

必要な事務を行う。

(8) 調理員 3人

食事作成に必要な調理業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、10人とする。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第6条 ユニットの数は1ユニットとする。ユニットの定員は10人とする。

(利用料その他の費用額)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告知上の額とする。

2 法廷代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(2) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用(以下、「居住費」という。)

(3) 理美容代

(4) 前3号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、サービスの内容、費用について説明し、利用者の同意を得る。

5 当該事業所のサービス料金は次のとおりとする。

ショートステイ利用料金表（資料）

（利用者負担第4段階の場合）

負担割合		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	1日の介護保険	537円	667円	715円	785円	861円	933円	1003円
	室料・食費	1日の室料 2000円 ・ 1日の食事代 1600円						
	合計	4137円	4267円	4315円	4385円	4461円	4533円	4603円
2割	1日の介護保険	1074円	1334円	1430円	1570円	1722円	1866円	2006円
	室料・食費	1日の室料 2000円 ・ 1日の食事代 1600円						
	合計	4674円	4934円	5030円	5170円	5322円	5466円	5606円
3割	1日の介護保険	1611円	2001円	2145円	2355円	2583円	2799円	3009円
	室料・食費	1日の室料 2000円 ・ 1日の食事代 1600円						
	合計	5211円	5601円	5745円	5955円	6183円	6399円	6609円

- (1) ・短期生活サービス提供加算Ⅰロ（1日22円）、
 ・機能訓練体制加算（1日12円）
 ・看護体制加算Ⅰ（1日4円：要介護1～5の方のみ）
 ・夜勤職員配置加算（1日18円：要介護1～5の方のみ）
 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ（利用単位数×14%）
 以上は該當時のみ加算とする。
- (2) ・送迎費用（片道184円 往復368円）
 ・緊急短期入所受け入れ加算（1日92円）
 ・療養食加算（1日23円）
 ・若年性認知症利用者受け入れ加算（1日122円）
 以上は対象者に加算する。
- (3) 1泊の場合は2日分、2泊の場合は3日分の料金となる。
- (4) 介護保険負担限度額の認定を受けると、所得に応じて利用者負担の軽減措置がある。
- 6 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業の減免対象となる利用者については、市町村が交付する確認書の内容に基づき、居住費の減免を行う。

（居住費の額の変更）

第8条 見積当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生した

時は、当該費用を基礎として、居住費の額を変更する。

- 2 変更を行う1ヶ月前までに、利用者又はその家族に対して、その変更後の額及びその根拠について説明し、利用者の同意を得る。

(保険給付のための証明書の交付)

第9条 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合には、その提供したサービスの内容、費用の額その他の必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護の内容)

第10条 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護は、それぞれの利用者に応じたサービス計画に基づき、次のサービスを行う。

- ・日常生活介護、食事、相談及び援助、機能訓練、健康管理、送迎等。

(通常の送迎の実施区域)

第11条 当該事業所の通常の送迎実施区域は次のとおりとする。

姫路市内（林田、大白書、書写、高岡、安室、城乾、広嶺、琴陵、夢前、各中学校区）

(利用にあたっての留意事項)

第12条 日課の励行

利用者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活と秩序を保ち、相互の親睦を図る。

外出

利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

健康保持

利用者は健康に留意するものとし、身元引き受け人は事業所からの医療機関への受診や健康診断提出の依頼に協力する。

衛生保持

利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

禁止行為

利用者は事業所で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 施設内で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害時)

第13条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、年に2回は、避難、救出、その他の必要な訓練等を行う。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療機器の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第15条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。

- 2 協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第16条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第17条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所は、退職者等が秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者の同意を得る。

(虐待等の禁止)

第18条 職員は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱めることを行ってはいけない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (3) 食事を与えないこと。
- (4) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (5) 乱暴な言葉遣いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (6) 施設を退所させる旨等の脅かす言葉による精神的苦痛を与えること。
- (7) 性的な嫌がらせをすること。
- (8) 当該利用者を見做すこと。

(苦情処理)

第19条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び、事故に際してとった処置について記録する。
- 3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計区分)

第21条 サービスの事業会計を、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第22条 従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第23条 この規程に定めないことは、老人福祉法、及び介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

- この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年8月1日から施行する。